



〔中華民國〕

商 標 法

1930年05月06日制定公布	1931年01月01日施行
1935年11月23日改正公布	1940年10月19日改正公布
1958年10月24日改正公布	1972年07月04日改正公布
1983年01月26日改正公布	1985年11月29日改正公布
1989年05月26日改正公布	1993年12月22日改正公布
1997年05月07日改正公布	1998年11月01日施行
2003年05月28日改正公布	2003年11月28日施行
2011年06月29日改正公布	2012年07月01日施行

第 1 章 総則

第 1 条 【目的】

商標権、証明標章権、団体標章権、団体商標権及び消費者の利益を保障し、市場の公平な競争を守り、工商企業の正常な発展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 【登録主義】

商標権、証明標章権、団体標章権又は団体商標権を取得しようとする者は、本法により登録を出願しなければならない。

第 3 条 【商標主務官庁及び商標責任官庁】

本法の商標主務官庁は経済部とする。

2. 商標の業務は、経済部が責任明確な官庁を指定し処理させる。

第 4 条 【相互主義】

外国人の属する国が、中華民國と共に商標の保護に関する国際条約に加盟していないとき、又は相互に商標を保護する条約、協定を締結していないとき、又は中華民國国民の商標登録出願を受理しないときは、その商標登録出願を受理しないことができる。

第 5 条 【使用の定義】

商標の使用とは、取引の目的として、次に掲げる事情の1つに該当し、且つ関連する消費者にそれが商標であると認識させることができることをいう。

- ① 商標を商品又はその包装容器に用いること。
- ② 前号の商品を所持、陳列、販売、輸出又は輸入すること。
- ③ 商標を提供サービスに関連する物品に用いること。
- ④ 商標を商品又はサービスに関連する商業書類又は広告物に用いること。

2. 前項各号の事情は、デジタル映像音響、電子媒体、インターネット又はその他の媒体を介して行うことも、また同じとする。

第 6 条 【代理人の委任】

商標の登録出願及びその関連事務の処理は、商標代理人に委任して行うことができる。但し、中華民國国内に住所又は営業所を有しない者は、商標代理人に委任してこれを行わなければならない。

2. 商標代理人は国内に住所を有していなければならない。



第7条 【共同出願等における代表者の選任】

2人以上が同一商標を共有しようとするときは、係る全員の名義明記で出願しなければならない。且つその中の1人を代表者として選定して、共有者全員のために、各項の出願手続及び関連書類の受領を行うことができる。

2. 前項の代表者を未だ選定していないときは、商標責任官庁は願書に記載している第一順位にある出願人を送達受領人とし、且つ送達事項をその他の共有の商標出願人に通知しなければならない。

第8条 【遅延の効果及び手続補正】

商標の出願及びその他の手続に関して、本法に別段に規定がある場合を除き、法定の期間に遅れたとき、法定手順に合わない為に補正できないとき、又は法定手順に合わない為に補正通知を受けても指定の期限内に補正しないときは、受理しないものとする。但し、指定期間を遅延したが処分前に補正した場合は、受理するものとする。

2. 出願人は天災又は自己の責任に帰することのできない事由によって法定期間を遅延したときは、遅延の原因の消滅後30日以内に書面でその理由を詳細に記述して、商標責任官庁に原状回復を申請することができる。但し、法定期間を1年以上遅延した場合は、原状回復を申請することはできない。
3. 原状回復を申請するとき、期間内に行うべき手続を同時に追完しなければならない。
4. 前記二項の規定は、第32条第3項に規定する期間を遅延したときは、これを適用しないものとする。

第9条 【到達日の認定】

商標の出願及びその他の手続に関しては、文書又は物件が商標責任官庁に届いた日を基準とし、郵送によるときは、投函した地域の郵便局の日付印を以って基準とする。

2. 郵便局の日付印が不鮮明であるときは、当事者が挙証した場合を除き、商標責任官庁に到達した日を基準とする。

第10条 【処分書の公示送達】

処分書又はその他の書類を送達できないときは、商標公報にこれを公告しなければならない。且つこれを公報に掲載後満30日に、送達されたものと見做す。

第11条 【登録商標の公告】

商標責任官庁は、公報を発行して登録商標及びその関連事項を掲載しなければならない。

2. 前項の公報は、電子方式で行うことができる。その実施日は、商標責任官庁がこれを定めるものとする。

第12条 【商標原簿】

商標責任官庁は、商標原簿を備え、商標登録及び商標権の異動及び法令に定める一切の事項を登録記載し、且つ外部に公開しなければならない。

2. 前項の商標原簿は、電子方式でこれを行うことができる。

第13条 【電子処理】

商標の出願及びその他の手続に関しては、電子方式でこれを行うことができる。その実施方法については、主務官庁がこれを定めるものとする。



第14条 【審査官の指定】

商標責任官庁は商標登録の出願、異議申立、審判及び取消案件の審査について、審査官を指定してこれを審査させなければならない。

2. 前項の審査官の資格は、法律によりこれを定めるものとする。

第15条 【審査書の送達】

商標責任官庁は前条第1項の案件の審査について、その処分を書面にて作成し、理由を添えて出願人に送達しなければならない。

2. 前項の処分には、審査官の氏名を記さなければならない。

第16条 【期間の計算】

期間の計算に関しては、第33条第1項、第75条第4項及び第103条の規定を除き、その始めの日は計算しないものとする。

第17条 【証明標章、団体標章、団体商標に対する準用】

本章の商標に関する規定は、証明標章、団体標章、団体商標にこれを準用する。

第2章 商標

第1節 登録出願

第18条 【商標の構成と識別性の要件】

商標とは、識別性を有する標識を指し、文字、図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音声等又はそれらの結合によって構成することができる。

2. 前項でいう識別性とは、商品又はサービスに関連する商品又はサービスの出所を示すことを消費者に認識させ、且つ他人の商品又はサービスと区別できるものを指す。

第19条 【登録出願】

商標登録の出願は、願書に出願人、商標図様及び指定商品又はサービスを明記した上、商標責任官庁に申請しなければならない。

2. 商標登録の出願は、前項の願書の提出した日を出願日とする。

3. 商標図様は鮮明、明確、完全、客観、耐久性及び理解しやすい方式でこれを表示しなければならない。

4. 商標登録の出願は、1出願案に1商標の方式で行わなければならない、且つ2つ以上の区分の商品又はサービスを指定することができる。

5. 前項の商品又はサービスの分類は、本法施行細則でこれを定める。

6. 類似する商品又はサービスの認定は、前項の商品又はサービスの分類の制限を受けないものとする。

第20条 【優先権主張】

中華民国と相互に優先権を承認している国、又は世界貿易機関の加盟国である出願人が、法により商標登録出願した第1次の出願日から6ヵ月以内に中華民国に、同一商標で同一の指定商品又はサービスの一部か全部を登録出願するときは、優先権を主張することができる。

2. 外国の出願人が世界貿易機関に加盟していない国の国民であり、且つその



所属国が中華民国と相互に優先権を承認していない場合であっても、互惠国又は世界貿易機関加盟国の領域内に住所又は営業所を有する場合、前項の規定により優先権を主張することができる。

3. 第1項の規定により優先権を主張するときは、登録出願すると同時に声明すると共に願書に下記の事項を明記しなければならない。
 - ① 第1次出願の出願日。
 - ② その出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国。
 - ③ 第1次出願の出願番号。
4. 出願人は出願日から3ヵ月以内に前項の国又は世界貿易機関の加盟国が出願を受理した証明書を提出しなければならない。
5. 第3項第1号、第2号又は前項の規定によって処理しないときは、優先権を主張しないものと見做す。
6. 優先権を主張している場合、その出願日は優先権日を基準とする。
7. 複数の優先権を主張している場合、その出願日はそれぞれの商品又はサービスの優先権日を出願日とする。

第21条 【展覧会の展示の優先権主張】

中華民国政府が主催又は認可した国際展覧会において、登録出願商標を使用した商品又はサービスを展示し、その商品又はサービスを展示した日から6ヵ月以内に出願を提出する場合、その出願日は展示日を基準とする。

2. 前条の規定は、前項の展覧会優先権を主張するときに準用する。

第22条 【先願主義】

2人以上が同日に同一又は類似の商標について、同一又は類似の商品又はサービスに別個に登録出願したことによって、関連する消費者に混同誤認を引起す恐れがあり、且つ時間的な前後を判断出来ないものについては、各出願人の協議によって決めるものとし、協議が成立しないときは、抽籤方式でこれを決定する。

第23条 【登録出願事項の変更申請】

商標図様及び使用する指定商品又はサービスについて、出願後の変更は認められない。但し、使用する指定商品又はサービスの縮減、若しくは商標図様に実質的な変更がないときは、この制限を受けないものとする。

第24条 【登録出願事項の変更申請】

出願人の名称、住所、代理人又はその他の登録出願事項を変更するときは、商標責任官庁に変更を申請しなければならない。

第25条 【登録出願事項の訂正】

商標登録出願事項に下記の誤記があるとき、申請又は職権によって訂正することができる。

- ① 出願人の名称又は住所の誤記。
 - ② 文字用語又は記載の誤記。
 - ③ その他明らかな誤記。
2. 前項の訂正申請は、商標の同一性に影響を与える若しくは指定商品又はサービスの範囲を拡大することはできない。

第26条 【分割出願の請求】

出願人はその使用する指定商品又はサービスについて、商標責任官庁にそ



の原登録出願日を出願日として、2つ以上の登録出願に分割請求することができる。

第27条 【出願権の移転】

商標の出願登録によって生じた権利は、他人に移転することができる。

第28条 【共有商標出願権の移転、相続、放棄処理】

共有商標出願権又は共有者の持分の移転は、共有者全員の同意を得なければならない。但し、相続、強制執行、裁判所判決又はその他の法律の定めにより移転するときは、この限りではない。

2. 共有商標出願権の放棄は、共有者全員の同意を得なければならない。但し、各共有者がその持分を放棄するときは、この限りではない。
3. 前項の共有者がその持分を放棄するとき、その持分は、その他の共有者の持分の比例によってこれを分配するものとする。
4. 前項の規定は、共有者が死亡したが相続人がいない若しくは消滅した後その承継人がいないとき、これを準用する。
5. 共有商標出願権の使用する指定商品又はサービスの縮減又は分割については、共有者全員の同意を得なければならない。

第2節 審査及び許可

第29条 【不登録事由】

商標が次に掲げる識別性を有しない事情の1つに該当するときは、登録することができない。

- ① 指定商品又はサービスの品質、用途、原料、産地又は関連する特性の記述的な説明のみで構成したもの。
- ② 指定商品又はサービスに通用する標章又は名称のみで構成したもの。
- ③ その他識別性を有しない標識のみで構成したもの。
2. 前項第1号又は第3号の規定に該当するときでも、出願人は既にその商品又はサービスを自己の識別標識として使用又は取引を行っている場合は、適用されないものとする。
3. 商標図様中には、識別性を有しない部分を含み、且つ商標権の範囲に疑義を生じる虞があるときは、出願人はその部分について権利不要求を声明しなければならない。権利不要求を声明しない場合、登録することができない。

第30条 【不登録事由】

商標が次に掲げる事情の1つに該当するときは、登録することができない。

- ① 商品又はサービスの効能を発揮するのに必要とするもの。
- ② 中華民国の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の記章、官印、勳章又は外国の国旗、又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号により通知した外国の国の紋章、国璽又は国の記章と同一又は類似しているもの。
- ③ 国父又は国家元首の肖像又は氏名と同一であるもの。
- ④ 中華民国政府官庁又はその主催した展覧会の標章、若しくはその発給し



た賞牌、賞状と同一又は類似しているもの。

- ⑤ 国際間に跨った政府組織又は国内外の著名であり、且つ公益性を有する機構の徽章、旗、その他の紋章、略語又は名称と同一又は類似し、公衆に誤認誤信させる虞があるもの。
 - ⑥ 国内外で品質管理又は認証表示に用いられる国の標識又は印と同一又は類似し、且つ同一又は類似の商品又はサービスに使用を指定するもの。
 - ⑦ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの。
 - ⑧ 公衆にその商品又はサービスの性質、品質又は産地を誤認誤信させる虞があるもの。
 - ⑨ 中華民国又は外国のワイン又は蒸留酒の産地表示と同一又は類似し、且つワイン又は蒸留酒と同一又は類似の商品に使用を指定し、またその外国と中華民国が協定を締結しているもの、又は共同して国際条約に参加しているもの、若しくは相互にワイン又は蒸留酒の産地表示の保護を承認しているもの。
 - ⑩ 他人の同一又は類似する商品或いはサービスに登録された商標又は先行出願商標と同一又は類似し、関連する消費者に混同誤認を引起す虞があるもの。但し、その登録商標の所有者若しくは先行出願人の同意を得て登録出願し、且つ明らかに不当なことに属しないときは、この限りではない。
 - ⑪ 他人の著名商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認させる虞があるもの、若しくは著名商標又は標章の識別性若しくは名誉を損なう虞があるもの。但し、その商標又は標章の所有者からの同意を得て登録出願するときは、この限りではない。
 - ⑫ 他人が先に使用している同一又は類似する商品又はサービスの商標と同一又は類似し、その他人と契約、地縁、業務取引若しくはその他の関係でその他人の商標が存在していることを知りながら、出願人が模倣を意図して登録出願するもの。但し、その同意を得て登録出願するときは、この限りではない。
 - ⑬ 他人の肖像又は著名な姓名、芸名、筆名、屋号であるもの。但し、その同意を得て登録出願するときは、この限りではない。
 - ⑭ 著名な法人、商号又はその他の団体の名称を含み、関連する公衆に混同誤認を引起す虞があるもの。但し、その同意を得て登録出願するときは、この限りではない。
 - ⑮ 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決確定となったもの。但し、その同意を得て登録出願するときは、この限りではない。
2. 前項第9号及び第11乃至14号で規定した産地表示、著名及び先使用の認定は、その出願時を基準とする。
 3. 第1項第4号、第5号及び第9号の規定は、政府官庁又はそれと関係する機構が出願人である場合には、これを適用しない。
 4. 前条第3項の規定は、第1項第1号規定の事情にあるときは、これを準用する。

第31条 【拒絶理由通知】



登録出願した商標が審査の結果、第29条第1項、第3項、前条第1項、第4項又は第65条第3項の登録出願を認めない事情の規定に該当するときは、拒絶の査定をしなければならない。

2. 前項の拒絶査定をする前に、拒絶理由を、期間を定めて出願人に意見を陳述するよう書面で通知しなければならない。
3. 使用する指定商品又はサービスの縮減、商標図様の実質的でない変更、登録出願案の分割及び権利不要求の声明は、拒絶査定をする前にこれを行わなければならない。

第32条 【公告、倍額納付】

商標登録出願が審査の結果、前条第1項規定の事情にないときは、公告決定をしなければならない。

2. 公告決定された商標は、出願人が公告決定書の送達後2ヵ月以内に登録料を納付しなければならないが、登録料を納付することで、登録公告され且つ商標登録証が発行される。期間内に費用の納付がないときは、登録公告されないものとする。
3. 出願人が故意によらず、前項に定める期間内に納付しなかった場合で、納付期間満了後6ヵ月以内に、登録料の倍額を納付することができ、納付後、商標責任官庁がこれを公告する。但し、この期間内に第三者の登録出願又は商標権の取得に影響を与えるときは、これを行うことができないものとする。

第3節 商標権

第33条 【存続期間】

商標は、登録公告の日から権利者が商標権を取得し、商標権の期間は10年とする。

2. 商標権の期間は更新出願をすることができ、1回の更新は10年とする。

第34条 【更新登録出願】

商標権の更新登録は、商標権期間満了前6ヵ月以内に申請を提出し、且つ更新登録料を納付しなければならない。商標権期間満了後6ヵ月以内に申請を提出するときは、更新登録料を倍額納付しなければならない。

2. 前項の更新登録の期間は、商標権存続期間満了日から起算する。

第35条 【指定商品又はサービス】

商標権者は登録で指定した商品又はサービスについて、商標権を取得する。

2. 本法第36条の別段の規定があることを除き、次の事情にあるときは、商標権者の同意を得なければならない。

- ① 登録商標と同一の商標を、同一の商品又はサービスに使用するとき。
- ② 登録商標と同一の商標を、類似の商品又はサービスに使用し、関連する消費者に混同誤認を引起す虞があるとき。
- ③ 登録商標と類似する商標を、同一又は類似の商品又はサービスに使用し、関連する消費者に混同誤認を引起す虞があるとき。

3. 商標は登録になったときは、登録商標又は国際通用の登録符号を表記することができる。



第36条 【商標権の及ばない範囲】

次の事情にあるときは、他人の商標権の効力に拘束されないものとする。

- ① 商業取引慣習に合致する誠実信用の方法で、自己の姓名、名称又はその商品又はサービスの名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその他の商品又はサービス自体に関する説明を表示し、商標として使用していないもの
 - ② 商品又はサービスの効能を発揮するのに必要とするもの。
 - ③ 他人の商標の登録出願前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又はサービスに使用していたもの。但し、元々使用していた商品又はサービスに限る。商標権者はそれに対し適当な区別表示を付加できるよう要求することができる。
2. 登録商標を付した商品であつて、商標権者又はその同意を得た者によつて国内外市場で取引流通するときは、商標権者は該商品に対して商標権を主張することができない。但し、市場で商品が流通した後、変質、損傷の発生を防止するため、若しくはその他正当な事由があるときは、この限りでない。

第37条 【商標権の分割請求】

商標権者は登録された商標の指定商品又はサービスについて、商標責任官庁に商標権の分割を請求することができる。

第38条 【登録事項の変更申請】

商標図様及びその指定商品又はサービスは、登録後には変更することができない。但し、指定商品又はサービスの縮減はこの限りでない。

2. 商標登録事項の変更又は訂正は、第24条及び第25条の規定を準用する。
3. 登録商標は異議申立、審判又は取消事件に及んでいるときは、商標権の分割若しくは指定商品又はサービスの縮減申請は、処分前にこれを行わなければならない。

第39条 【使用許諾】

商標権者はその登録商標の指定商品又はサービスの全部又は一部について地区を指定して、専用又は通常の使用許諾することができる。

2. 前項の使用許諾は、商標責任官庁に登録しないときは、第三者に対抗することはできない。
3. 使用許諾の設定登録後、商標権を譲渡するときは、その許諾契約は譲受人に承継される。
4. 通常使用権許諾登録後、商標権者が更に専用使用権許諾を登録するときは、先の通常使用権許諾登録は、影響を受けないものとする。
5. 専用使用権者は許諾された範囲内について、商標権者及び第三者が登録商標を使用することを排除する。
6. 商標権が侵害を受けたときは、許諾された範囲内で、専用使用権者は自己の名義で権利を行使することができる。但し、契約に他の約定があるときは、その約定に従うものとする。

第40条 【再使用許諾】

専用使用権者は許諾された範囲内において、他人に再使用権を許諾することができる。但し、契約に他の約定があるときは、その約定に従うものとする。



る。

2. 通常使用権者は商標権者又は専用使用権者の同意を得ずに、他人に再使用権を許諾することはできない。
3. 再使用権は、商標責任官庁に登録しないときは、第三者に対抗することはできない。

第41条 【使用許諾の許可取消】

商標使用許諾の期間満了前に、次の事情の1つに該当するとき、当事者又は利害関係人は関連する証拠を提出し、使用許諾登録の取消を申請することができる。

- ① 商標権者及び使用権者の双方が終了に同意しているとき、再使用権であるときも同様とする。
- ② 商標権者又は使用権者が使用許諾の関係を任意に終了することができるのと許諾契約に明記され、当事者の声明によって終了しているとき。
- ③ 商標権者が使用権者の許諾契約の約定違反を理由として、使用権者に契約の解除又は終了を通知したことに對して、使用権者に異存がないとき。
- ④ その他の関連事実証拠によって使用許諾の関係がすでに存在していないことを十分に証明できるとき。

第42条 【商標権の移転】

商標権の移転は、商標責任官庁に登録しないものは、第三者に対抗することができない。

第43条 【商標権移転による複数商標権者の識別表示義務】

商標権を移転した結果、2人以上の商標権者が同一商標を類似する商品又はサービスに使用するか若しくは類似商標を同一又は類似の商品或いはサービスに使用することによって、関係する消費者に混同誤認を引起す虞があるときは、各商標権者は使用時に適切な識別表示を付さなければならない。

第44条 【質権】

商標権者による質権の設定及び質権の変更、消滅については、商標責任官庁に登録しないときは、第三者に対抗することができない。

2. 商標権者は複数債権を担保する為、商標権に複数質権を設けるときは、その順序については登録の前後によって定められる。
3. 質権者は商標権者の許諾を得ずに、当該商標を使用することはできない。

第45条 【商標権の放棄】

商標権者は商標権を放棄することができる。但し、使用許諾又は質権の登録があるときは、使用権者又は質権者の同意を得なければならない。

2. 前項の放棄は、商標責任官庁に対して書面でこれを行わなければならない。

第46条 【共有商標権の設定登録】

共有商標権の使用許諾、再使用許諾、移転、放棄、質権の設定登録若しくは、ある部分の移転又は質権の設定登録については、共有者全員の同意を得なければならない。但し、相続、強制執行、裁判所判決又はその他の法律規定による移転は、この限りではない。

2. 共有商標権者のある部分の放棄は、第28条第2項の但書及び第3項の規定を準用する。
3. 共有商標権者が死亡し、相続人がいない、若しくは消滅した後引受人がい



ないときは、そのある部分の分配は、第28条第4項の規定を準用する。

4. 共有商標権が使用する指定商品又はサービスの縮減又は分割する場合は、第28条第5項の規定を準用する。

第47条 【商標権の消滅】

次に掲げる事情の1つに該当するときは、商標権は消滅する。

- ① 第34条の規定により更新登録をしていないときは、商標権はその商標権期間満了後に消滅する。
- ② 商標権者が死亡し、相続人がいないときは、商標権は商標権者が死亡した後に消滅する。
- ③ 第45条の規定により商標権を放棄するときは、その書面による表示が商標責任官庁に到達した日に消滅する。

第4節 異議

第48条 【異議申立】

商標の登録が第29条第1項、第30条第1項又は第65条第3項の規定に違反する事情があるときは、何人も商標登録公告日後3ヵ月以内に、商標責任官庁に異議申立を提出することができる。

2. 前項異議申立は、その登録商標が使用を指定する商品又はサービスの一部に対して行うことができる。
3. 異議申立は登録商標毎に、個別に申請しなければならない。

第49条 【異議申立書及び答弁通知】

異議申立人は、異議申立書に事実及び理由を明記し、且つ副本1通を添付しなければならない。異議申立書に添付書類があるときは、副本にも添付して提出しなければならない。

2. 商標責任官庁は異議申立書を商標権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標権者が答弁書を提出したときは、商標責任官庁はその答弁書を異議申立人に送達し、期間を定めて意見陳述書を提出させなければならない。
3. 前項の規定により答弁書又は意見陳述書の提出手続に遅延する虞があり、若しくはその事実証拠が既に明確であったときは、商標責任官庁は相手方に答弁又は意見陳述を通知することなく、直ちに審理を行うことができる。

第50条 【違法事由の適用規定】

異議商標の登録の違法事由有無については、第106条第1項及び第3項の規定を除き、その登録公告時の規定によるものとする。

第51条 【異議審査における審査官の指定】

商標異議事件は、原審査に参加していない審査官がこれを審査しなければならない。

第52条 【商標権移転に伴う異議手続の継続】

異議手続の継続中に、被異議の商標権が移転されたとき、異議手続は影響を受けない。

2. 前項の商標権の譲受人は、被異議人の地位を引継いだことを声明して異議手続を続行することができる。



第53条 【異議の取下】

異議申立人は異議決定前に、その異議を取下げることができる。

2. 異議申立人が異議を取下げた場合、同一事実について、同一証拠及び同一理由をもって再び異議申立又は無効審判を請求することができない。

第54条 【異議決定の効果】

異議事件については異議が成立したときは、その登録を取消さなければならない。

第55条 【異議による商品の一部取消】

前条の取消事由が、登録商標が使用を指定する商品又はサービスの一部にあるときは、一部の商品又はサービスについてのみ、その登録を取消することができる。

第56条 【異議確定と一事不再理】

異議が確定後に登録された商標について、何人も同一事実について同一証拠及び同一理由をもって無効審判を請求することはできない。

第5節 審判

第57条 【無効審判請求】

商標の登録が第29条第1項、第30条第1項又は第65条第3項の規定に違反する事情にあるときは、利害関係人又は審査官は商標責任官庁にその登録に対する無効審判を請求することができる。

2. 商標の登録が第30条第1項第10号の規定に違反することで商標責任官庁に無効審判を請求するときは、その無効審判の商標登録が既に満3年を経過している場合、審判請求前3年に、主張している商品又はサービスの使用証拠、若しくは使用していない正当な事由にある事実と証拠を添付して提出しなければならない。
3. 前項の規定により提出する使用証拠は、商標の使用は真実であることを証明でき、且つ一般の商取引習慣に合致していなければならない。

第58条 【無効審判の除斥期間】

商標の登録が第29条第1項第1号、第3号、第30条第1項第9号乃至第15号又は第65条第3項の規定に違反する事情にある場合、登録公告日後満5年になるときは、審判を請求又は提起することはできない。

2. 商標の登録が第30条第1項第9号、第11号の規定に違反し、悪意であるときは、前項の期間の制限を受けないものとする。

第59条 【無効審判における審査官の指定】

商標の無効審判事件については、商標責任官庁の長が審査官3人以上を審判官として指定してその審判を行わせるものとする。

第60条 【審決の効果】

審判事件が審決によって成立したときは、その登録を取消さなければならない。但し、不登録事由が既に存在しないときは、公益及び当事者の利益の公平性を斟酌して、不成立の審決を下すことができる。



第61条 【無効審判審決後の一事不再理】

無効審判事件の処分後は、何人も同一事実について同一証拠及び同一理由をもって無効審判を請求することはできない。

第62条 【無効審判に対する準用】

第48条第2項、第3項、第49条乃至第53条及び第55条の規定は、商標の無効審判に準用する。

第6節 取消

第63条 【商標権の取消事由】

商標登録後次に掲げる事情の1つに該当するときは、商標責任官庁は職権又は請求によりその登録を取消しなければならない。

- ① 自ら商標に変更又は付記を加えたため、同一又は類似の商品或いはサービスに他人が使用する登録商標と同一又は類似し、関連する消費者に誤認混同を引起す虞があるとき。
 - ② 正当な事由なく使用せず又は使用を停止してから引き続き3年以上になるとき。但し、使用許諾の使用権者の使用があるときは、この限りでない。
 - ③ 第43条の規定に従わず適切な識別表示を付さないとき。但し、商標責任官庁の処分前に既に適切な識別表示を付して、誤認混同を引起す虞がないときは、この限りでない。
 - ④ 商標が既にその指定する商品又はサービスに通用する標章、名称又は形状となったとき。
 - ⑤ 商標が実際に使用された時に、その商品又はサービスの性質、品質又は産地について、公衆に誤認誤信させる虞があるとき。
2. 使用権者が前項第1号の行為を行い、それを商標権者が知っていた若しくは知り得たにも拘わらず、反対の意思表示をしない場合も同様とする。
 3. 第1項第2号の規定の状況があり、取消請求時にその登録商標を既に使用しているときは、その登録を取消することができない。但し、他人に取消請求されることを知った上で、取消請求前3ヵ月内に使用を開始した場合はこの限りでない。
 4. 取消の事由が登録商標の指定する商品又はサービスの一部にあるときは、その商品又はサービスの一部についてのみ、その登録を取消することができる。

第64条 【登録商標との同一性基準】

商標権者が実際に使用する商標とその登録商標とが同一でないが、社会の一般通念によるとその同一性を失っていないときは、その登録商標は使用していると見做されなければならない。

第65条 【取消請求に対する措置】

商標責任官庁は取消請求の事由を商標権者に通知し、且つ期限内に答弁させなければならない。商標権者は答弁書を提出したときは、商標責任官庁は答弁書を請求人に送達し、期間を定めて意見陳述書を提出させなければならない。但し、請求人の請求が具体的な証拠を有しないか、その主張に明白な



理由がないときは、直ちに拒絶することができる。

2. 第63条第1項第2号の規定に該当する事情があり、その答弁通知が送達されたときは、商標権者は使用の事実を証明しなければならない。期限迄に答弁しなかったときは、その登録を取消することができる。
3. 登録商標に第63条第1項第1号の規定に該当する事情があり、その登録が取消された場合、原商標権者は取消日後3年以内に、原登録図様と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又はサービスについて登録、譲受若しくは使用許諾を受けることができないものとする。商標責任官庁の処分前に、商標権を放棄する場合も同様とする。

第66条 【取消事由の適用規定】

商標登録後に取消の事由の有無があるかは、取消請求時の規定を適用する。

第67条 【取消請求に対する準用規定】

第48条第2項、第3項、第49条第1項、第3項、第52条及び第53条の規定は、取消事件の審査にこれを準用する。

2. 登録商標が第63条第1項第1号の規定に該当することで取消を請求するときは、第57条第2項及び第3項の規定を準用する。
3. 商標権者は、第65条第2項により使用証拠を提出するときは、第57条第3項の規定を準用する、

第7節 権利侵害の救済

第68条 【商標権の侵害構成】

商標権者の同意を得ないで、販売を目的として次に掲げる事情の1つに該当するときは、商標権の侵害と見做す。

- ① 同一の商品又はサービスに登録商標と同一の商標を使用するとき。
- ② 類似の商品又はサービスに登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を起こさせる虞があるとき。
- ③ 同一又は類似の商品又はサービスに、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を起こさせる虞があるとき。

第69条 【侵害排除と防止及び損害賠償】

商標権者はその商標権を侵害した者に対して、その排除を請求することができる。侵害の虞があるときは、その防止を請求することができる。

2. 商標権者は、前項の規定により請求する場合は、商標権を侵害した物品及び侵害の行為に供した原料又は器具の廃棄を請求することができる。但し、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を斟酌した上で、その他必要な措置を行うことができる。
3. 商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる。
4. 前項の損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ってから、2年間に行使しなかった場合は消滅する。権利侵害行為があった時から、10年以上経過したときも同様とする。

第70条 【商標権侵害と見做す行為】

商標権者の同意を得ないで、次に掲げる事情の1つに該当するときは、商



標権の侵害と見做す。

- ① 他人の著名な登録商標と知って、同一又は類似の商標を使用し、その商標の識別性又は信用と名誉を減損させる虞があるとき。
- ② 他人の著名な登録商標と知って、その著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメイン或いはその他の営業主を表彰する名称として使用し、関連する消費者に誤認混同を起こさせる虞若しくはその商標の識別性又は信用と名誉を減損させる虞があるとき。
- ③ 第68条の商標権侵害の虞があることを明らかに知りながら、商品又はサービスに取り付けていないラベル、吊り札、包装容器或いはサービスに関する物品を製造、所持、陳列、販売、輸出又は輸入するとき。

第71条 【損害の計算】

商標権者が損害賠償を請求するときは、次の各号の1つによってその損害を計算することができる。

- ① 民法第216条の規定による。但し、証拠方法を提供してその損害を証明できないときは、商標権者は、その登録商標の使用により通常受けるべき利益と侵害後に同一商標の使用により得た利益との差額をもって受けた損害の額とすることができる。
 - ② 商標権を侵害する侵害行為によって得た利益。商標権の侵害者がその原価又は必要な費用について挙証できないときは、当該商品を販売した収入全部をもって得た利益とする。
 - ③ 発見された商標権侵害品の小売単価の1500倍以下の金額。但し、発見された商品が1500件を超過するときは、その総価格を賠償金額と定める。
 - ④ 商標権者が他人に付与した使用許諾によって受けるべき実施料に相当する額をその損害とする。
2. 前項の賠償金額が明らかに不当であるときは、裁判所は斟酌しこれを減額することができる。

第72条 【輸出入の仮差止め】

輸入又は輸出によりその商標権を侵害する虞がある物品について、商標権者は税関に予め仮差止めを請求することができる。

2. 前項の請求は書面で行い、且つ侵害の事実を釈明した上で、税関が見積計算した該輸入貨物の税金完納価格又は輸出貨物の離岸価格に相当する保証金或いは相当する担保を提供しなければならない。
3. 税関が仮差止請求を受理したとき、直ちに請求人に通知しなければならない。前項の規定に該当すると判断して差止めを実行する場合、書面にて請求人及び被差止人に通知しなければならない。
4. 被差止人は第2項の保証金の2倍の保証金又は相当する担保を提供することにより、税関に差止めの取消を請求し、且つ輸出入貨物に関する通関規定によって処理することができる。
5. 請求人が裁判所の確定判決を得たことにより、差止物が商標権侵害と認められたときは、被差止人は差止物のコンテナ延滞費、倉庫賃貸料、積み下ろし費等に関する費用を負担しなければならない。

第73条 【差止めの取消】



次に掲げる事情の1つに該当するとき、税関は差止めを取消さなければならない。

- ① 請求人が税関の差止受理通知を受取った翌日から12日以内に、第69条の規定によって差止物を侵害物として訴訟を提起せず、且つ税関にも通知しないとき。
 - ② 請求人は差止物を侵害物として訴訟を提起したが、裁判所の判決で棄却が確定したとき。
 - ③ 裁判所の確定判決にて、差止物が商標権を侵害する物品には属しないと認められたとき。
 - ④ 請求人が差止めの取り下げを申請したとき。
 - ⑤ 前条第4項の規定に該当するとき。
2. 前項第1号に規定の期間について、税関は必要に応じて12日間の期間の延長することができる。
 3. 税関は第1項の規定の差止めを取消するとき、輸出入貨物に関する通関規定に従って処理しなければならない。
 4. 第1項第1号乃至第4号に該当して差止めが取消されたときは、請求人は差止物のコンテナ延滞費、倉庫賃貸料、積み下ろし費等に関する費用を負担しなければならない。

第74条 【差止行為に対する補償】

裁判所の確定判決によって、差止物が商標権を侵害する物品に属しないと認められたときは、請求人は被差止人に対して差止め又は第72条第4項に規定の保証金提供による損害を賠償しなければならない。

2. 請求人は第72条第4項に規定する保証金について、被差止人は第72条第2項に規定する保証金について、質権者と同一の権利を有する。但し、前条第4項及び第72条第5項に規定するコンテナ延滞費、倉庫賃貸料、積み下ろし費等に関する費用は、請求人又は被差止人の損害賠償よりも優先する。
3. 次に掲げる事情の1つに該当するときは、税関は請求人の請求に基づき、第72条第2項に規定する保証金を返還しなければならない。
 - ① 請求人が勝訴の確定判決を取得し、若しくは被差止人との間に和解が成立したことで、保証金提供の継続の必要性がなくなったとき。
 - ② 前条第1項第1号乃至第4号に規定の事由により差止めが取消され、被差止人が損害を受けた後、若しくは被差止人が勝訴の確定判決を取得した後に、被差止人に20日以上の間を与えて権利行使を催促したが、未だ行使されないことを請求人が証明したとき。
 - ③ 被差止人が返還に同意するとき。
4. 次に掲げる事情の1つに該当するときは、税関は被差止人の請求により第72条第4項に規定の保証金を返還しなければならない。
 - ① 前条第1項第1号乃至第4号に規定の事由により差止めが取消され、若しくは被差止人と請求人の間で和解が成立したことにより、保証金の提供継続の必要性がなくなったとき。
 - ② 請求人が勝訴の確定判決を取得した後に、請求人に20日以上の間を与えて権利行使を催促したが、未だ行使されないことを被差止人が証明したとき。

- ④ 請求人が返還に同意するとき。

第75条 【税関の職務】

税関が職務を執行時に、輸入又は輸出の物品で、明らかに商標権を侵害する虞があるものを発見したときは、商標権者及び物品の輸出入者に通知しなければならない。

2. 税関が前項の通知をする時は、商標権者に期間を定めて税関まで出頭し認定を行わせ、且つ権利侵害の事実と証拠を提出させなければならない。同時に物品の輸出入者に期間を定めて権利侵害の事情にないことを証明する書類を提出させなければならない。但し、商標権者又は物品の輸出入者は正当な理由があり、指定期間内に提出できないときは、税関に書面にて理由を釈明し、1回限りの延長申請ができるものとする。
3. 商標権者が既に権利侵害の事実と証拠を提出したが、輸出入者が前項の規定の権利侵害の事情にないことを証明する書類を提出しないときは、税関は暫く通関しない措置を取ることができる。
4. 商標権者は権利侵害の事実と証拠を提出し、輸出入者は第2項の規定により権利侵害の事情にないことを証明する書類を提出した場合は、税関は通知の時点から3営業日以内に第72条第1項の規定に基づく差止め請求するよう商標権者に通知しなければならない。
5. 商標権者は前項の規定期間内に、第72条第1項の規定に基づき差止めを請求しないときは、税関は代表的な見本を取った後、物品の通関を許すことができる。

第76条 【税関の差止物の機密資料】

税関は差止物の機密資料に対する保護を損なわない前提で、第72条で定める請求人又は被差止人或いは前条で定める商標権者又は輸出入者の請求により、その差止物の確認検査に同意することができるものとする。

2. 税関は第72条第3項の規定により差止めを実行するか、若しくは前条第3項の規定により暫く通関を許さない措置を取った後、商標権者は税関に関連資料の提供を請求することができる。税関が同意すれば、輸出入者、貨物受領・発送者の氏名又は名称、住所及び疑わしい侵害品の数量を提供する。
3. 商標権者が前項の規定により取得した情報は、商標権侵害事件の調査及び訴訟提起の目的に限って使用するもので、無断で第三者に漏らすことはできない。

第77条 【権利侵害認定事項と保証金】

商標権者は第75条第2項の規定により、権利侵害の認定を行うときは、税関が見積計算した輸入貨物の税金完納価格及び関連する税金又は税関が見積計算した輸出貨物の離岸価格及び関連する税金の120%に該当する保証金を支払い、税関に貨物見本の借り受けを申請して認定を行うことができる。但し、貨物見本を借り受けして認定を行う必要があり、且つ商標権者が書面にて輸出入者の利益を侵害しないこと、及び不当な用途に使用しないことを誓約する場合に限る。

2. 前項の保証金は、新台幣(NT\$)3,000元以下とすることはできない。
3. 商標権者は第75条第2項で定める権利侵害認定の事実と証拠の提出期限内に、その借り受けた貨物見本を返還しないか、若しくは返還した貨物見本



が原貨物見本に合致しないか、若しくは欠損等の事情を生じたときは、税関は輸出入者に対する損害賠償として、その保証金を留保しておかなければならない。

4. 貨物の輸出入者は前項の規定で留保された保証金について、質権者と同一の権利を有する。

第78条 【差止めに関する規則】

第72条乃至第74条に規定する差止請求、差止取消、保証金又は担保の納付・提供・返還に関する手続、必要書類及びその他の遵守すべき事項に関する規則は、主務官庁と財政部が協議してこれを定める。

2. 第75条乃至第77条に規定の税関が執行する商標権保護措置、権利者差止物確認検査、権利侵害貨物に関連する情報提供及び貨物借受けの請求について、その手続、必要書類及びその他の関連事項の規則は、財政部がこれを定める。

第79条 【専門法廷設置と専門官指定】

裁判所は商標の訴訟事件を処理するため、専門の法廷を設置若しくは専門官を指定して処理させることができる。

第3章 証明標章、団体標章及び団体商標

第80条 【証明標章の定義】

証明標章とは、証明標章権者がそれをもって他人の商品又はサービスの特定の品質、精密度、原料、製造方法、産地又はその他の事情を証明し、且つそれによって証明していない商品又はサービスと区別する標識をいう。

2. 前項で産地を証明するときは、該地域の商品又はサービスは特定の品質、名声又はその他の特性を具えなければならない。証明標章の出願人はその地理名称又はその地域を示すことができる標識を含むものを産地証明標章として登録出願することができる。
3. 主務官庁は中央目的事業主務官庁と連携して困難な産業、困難に瀕する産業及び伝統産業に対して生産力と商品品質の向上を補助しながら、且つ各産業別に該商品の原産地が台湾であるとして証明標章の表示確立を補導しなければならない。
4. 前項産業の認定及び補導、補助の対象、基準、期間及び遵守事項等について、主務官庁が中央目的事業主務官庁と連携してこれを定める。必要であるとき、証明標章の関連公費を免除することができる。

第81条 【証明標章の出願人】

証明標章の出願人は、他人の商品又はサービスを証明する能力を有する法人、団体又は政府官庁に限る。

2. 前項の出願人がその証明しようとする商品又はサービスの業務に従事しているときは、登録出願することができないものとする。

第82条 【証明標章の登録出願書類】

証明標章を登録出願するときは、他人の商品又はサービスを証明する能力を有する書類、証明標章の使用規範書及び証明する商品の製造、販売又はサービスの提供に従事しない旨の声明書を添付しなければならない。



2. 産地証明標章を登録出願する出願人の代表性について疑いがあるときは、商標責任官庁は商品又はサービスの中央目的事業主務官庁に意見を諮問することができる。
3. 外国法人、団体又は政府官庁が産地証明標章を出願するときは、その名義でその原産国において保護を受けている証明書類を添付しなければならない。
4. 第1項の証明標章の使用規範書には、次の事項を明記していなければならない。
 - ① 証明標章を証明する内容
 - ② 証明標章を使用する条件
 - ③ 証明標章の使用を管理及び監督する方式
 - ④ その証明標章の使用を申請するための手続事項及びその争議を解決する方法
5. 商標責任官庁が登録公告するときに、証明標章の使用規範書を一括して公告しなければならない。登録後修正するときは、商標責任官庁の許可を経なければならない。且つこれを公告しなければならない。

第83条 【証明標章の使用】

証明標章の使用とは、証明標章権者の同意を得た使用者が、証明標章の使用規範書に定められた条件に基づき、その証明標章を使用することをいう。

第84条 【産地証明標章】

産地証明標章の産地名称は、第29条第1項第1号及び第3項の規定を適用しないものとする。

2. 産地証明標章権者は他人が商取引慣習に合致する誠実で信用できる方法で、その商品又はサービスの産地を表示することを禁止することはできない。

第85条 【団体標章の定義】

団体標章とは、法人格を有する同業組合、協会又はその他の団体が、その会員籍を表彰し、且つこれによってその団体の会員でない他人と区別するための標識をいう。

第86条 【団体標章の登録出願】

団体標章の登録出願は、願書に係する事項を明記し、且つ団体標章の使用規範書を添付して商標責任官庁に出願しなければならない。

2. 前項の団体標章の使用規範書には、次の事項を明記しなければならない。
 - ① 会員の資格
 - ② 団体標章を使用する条件
 - ③ 団体標章の使用を管理及び監督する方式
 - ④ 規範に違反した場合の処理規定

第87条 【団体標章の使用】

団体標章の使用とは、団体会員がその会員の身分を表彰するため、団体標章の使用規範書に定める条件に基づき、その団体標章を使用することをいう。

第88条 【団体商標の定義】

団体商標とは、法人格を有する同業組合、協会又はその他の団体は、その会員が提供する商品又はサービスを示し、且つこれによってその団体の会員でない他人が提供する商品又はサービスと区別するための標識をいう。

2. 前項で会員が提供する商品又はサービスは一定の産地に由来することを示



すときは、その地域の商品又はサービスが、特定の品質、名声又はその他の特性を具えていなければならない、団体商標の出願人はその地理名称又はその地域を示すことができる標識を産地団体商標として登録出願することができる。

第89条 【団体商標の登録出願】

団体商標の登録出願は、願書に商品又はサービスを明記し、且つ団体商標の使用規範書を添付して商標責任官庁に出願しなければならない。

2. 前項の団体商標の使用規範書には、次の事項を明記しなければならない。

- ① 会員の資格
- ② 団体商標を使用する条件
- ③ 団体商標の使用を管理及び監督する方式
- ④ 規範に違反した場合の処理規定

3. 産地団体商標の使用規範書には明記すべき前項の事項の外に、地域を限定する範囲内の人が、その商品又はサービス及び資格が使用規範書に合致するときは、産地団体商標権者は、その会員になることに同意しなければならない。

4. 商標責任官庁は登録公告時に、団体商標の使用規範書を一括して公告しなければならない。登録後に修正するときは、商標責任官庁の許可を経なければならない。且つこれを公告しなければならない。

第90条 【団体商標の使用】

団体商標の使用とは、団体又はその会員が団体商標の使用規範書に定める条件に基づき、その団体商標を使用することをいう。

第91条 【産地団体商標の準用規定】

第82条第2項、第3項及び第84条の規定は産地団体商標に、これを準用する。

第92条 【証明標章、団体標章、団体商標の使用許諾及び移転制限】

証明標章権、団体標章権又は団体商標権は移転、他人に使用許諾、若しくは質権の目的物とすることができない。但し、その移転又は他人に許諾使用することで、消費者の利益を害し若しくは公平競争に違反する虞れがなく、商標責任官庁の許可を得たときは、この限りでない。

第93条 【標章の不当使用に対する制裁】

証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者は、次に掲げる事情の1つに該当するときは、商標責任官庁は何人かの請求又は職権により証明標章、団体標章又は団体商標の登録を取消することができる。

- ① 証明標章を商標として使用しているとき。
- ② 証明標章権者がその証明しようとする商品又はサービスの業務に従事しているとき。
- ③ 証明標章権者がその登録している商品又はサービスを証明する能力を喪失しているとき。
- ④ 証明標章権者が証明を申請する者に対して差別待遇を与えているとき。
- ⑤ 前条の規定に違反して移転、使用許諾又は質権設定をしているとき。
- ⑥ 使用規範書に基づき使用の管理及び監督を行っていないとき。
- ⑦ その他不当な方法の使用により、他人又は公衆に損害を起す虞がある



とき。

2. 証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が、使用権者が明らかに前項の行為と知り、若しくは知りえたにも拘らず、反対を表示しないときも同様とする。

第94条 【商標関係規定の準用】

証明標章、団体標章又は団体商標については、本章に別段の規定がある場合を除き、その性質により本法の商標に関する規定を準用する。

第4章 罰則

第95条 【商標権、団体商標権侵害の罪】

商標権者又は団体商標権者の同意を得ないで、販売の拡大を目的として次の事情の1つに該当するときは、3年以下の有期徒刑、拘役に処し又は新台幣20万元以下の罰金を科し又は併科する。

- ① 同一の商品又はサービスに登録商標又は団体商標と同一の商標を使用したとき。
- ② 類似の商品又はサービスに、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を引起す虞があるとき。
- ③ 同一又は類似の商品又はサービスに、登録商標又は団体商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を引起す虞があるとき。

第96条 【証明標章権侵害の罪】

証明標章権者の同意を得ないで、販売の拡大を目的として同一又は類似の商品又はサービスに、登録された証明標章と同一又は類似する標章を使用し、関連する消費者に誤認誤信させる虞があるときは、3年以下の有期徒刑、拘役に処し又は新台幣20万元以下の罰金を科し又は併科する。

2. 前項の証明標章権を侵害する虞があると知って、販売又は販売を意図して他人の登録証明標章と同一又は類似する標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を製造、所持、陳列するときも同様とする。

第97条 【侵害品販売の罪】

他人が行った前二条の行為と知りながら、係る商品を販売し、若しくは販売を意図して所持、陳列、輸出又は輸入したときは、1年以下の有期徒刑、拘役に処し又は新台幣5万元以下の罰金を科し又は併科する。電子媒体又はインターネットを利用して行ったときも、また同様とする。

第98条 【侵害品の没収】

商標権、証明標章権又は団体商標権を侵害する物品又は文書は、犯人の所有に属するか否かを問わず、これを没収する。

第99条 【外国法人又は団体の訴訟能力】

認可を受けていない外国法人又は団体は、本法に規定する事項について告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。我が国の法人でない団体が取得している証明標章権のときも同様とする。

第5章 附則



第100条 【サービスマークに関する経過措置】

本法2003年4月29日改正条文の施行前に、既に登録されたサービスマークについては、本法改正施行日より商標と見做す。

第101条 【連合商標、連合サービスマーク、連合団体標章又は連合証明標章に対する取扱い】

本法2003年4月29日改正条文の施行前に、既に登録された連合商標、連合サービスマーク、連合団体標章又は連合証明標章については、本法の改正施行日より独立の登録商標又は標章と見做す。その存続期間は原許可を基準とする。

第102条 【防護商標、防護サービスマーク、防護団体標章又は防護証明標章に対する取扱い】

本法2003年4月29日改正条文の施行前に、既に登録された防護商標、防護サービスマーク、防護団体標章又は防護証明標章は、その登録時の規定に従う。存続期間の満了日前に独立の登録商標又は標章に変更申請しなければならない。期間内に変更申請しない場合は、商標権は消滅する。

第103条 【独立に変更された商標、サービスマークの使用】

前条の申請により独立の登録商標又は標章に変更された場合は、第63条第1項第2号に規定する3年間とは、変更日から起算する。

第104条 【公費の納付】

本法により登録出願、更新登録、変更登記、異議、審判、取消及びその他各種の手続を申請するときは、出願手数料、登録料、更新登録料、登記料、異議申立費、審判請求費、取消請求費等各項の関連公費を納付しなければならない。

2. 前項の手数料基準は、主務官庁がこれを定める。

第105条 【登録料の納付規定】

本法2011年5月31日改正条文の施行前に、登録料を既に2回に分けて納付したときは、第2回目の登録料は改正前の規定によって処理する。

第106条 【改正前の異議申立、無効審判事案に対する経過規定】

本法2011年5月31日改正条文の施行前に、既に受理したが未だ処分を受けていない異議又は審判事件については、登録時及び本法改正施行後に定める違法事由が共に存する場合に限り、その登録を取消す。その手続については改正施行後の規定によって処理する。但し、改正施行前に既に法により行っている手続については、その効力は影響を受けないものとする。

2. 本法2011年5月31日改正条文の施行前に、既に受理したが未だ処分を受けていない審判事件については、第57条第2項及び第3項の規定に適用されないものとする。

3. 本法2011年5月31日改正条文の施行前に登録になっている商標、証明標章及び団体標章について本法改正施行後に異議申立、審判を請求又は提出するときは、その登録時及び本法改正施行後規定する違法事由が共に存する場合に限る。

第107条 【改正前の取消請求事案に対する経過規定】

本法2011年5月31日改正条文の施行前に、未だ処分を受けていない商標の取消事件については、本法改正施行後の規定を適用する。但し、改正



施行前に既に法により行っている手続については、その効力は影響を受けないものとする。

2. 本法2011年5月31日改正条文の施行前に、既に受理したが未だ処分を受けていない取消事件については、第67条第2項を準用する第57条第2項の規定に適用されないものとする。

第108条 【動態、ホログラム又はそれらの結合の出願日】

本法2011年5月31日改正条文の施行前に、動態、ホログラム又はそれらの結合を登録出願するときは、改正条文施行日を出願日とする。

第109条 【動態、ホログラム又はそれらの結合の優先権主張】

動態、ホログラム又はそれらの結合を登録出願し、且つ優先権を主張するときは、中華民国と相互に優先権を承認している国又は世界貿易機関の加盟国における出願日が本法2011年5月31日改正条文の施行日より早いときは、2011年5月31日改正条文の施行日を出願日とする。

2. 中華民国政府官庁が主催或いは認め合う国際展覧会において登録出願商標の商品或いはサービスを展示し、展覧会優先権の主張はその出展日が2011年5月31日改正条文の施行日より早いときは、2011年5月31日改正条文の施行日を出願日とする。

第110条 【施行細則】

本法施行細則は、主務官庁がこれを定める。

第111条 【施行日】

本法の施行日は、行政院がこれを定める。

注：条文見出しと項数は弊社にて付したものです。

翻訳：(有)ウンピン・エンド・カンパニー